

# 高潮浸水想定区域の指定について

(これまでの取組)

- 平成27年の水防法改正で「高潮浸水想定区域」制度が新設。
- 高潮による浸水被害のリスクを広く住民に周知するため、令和3年3月に「高潮浸水想定区域図」を公表した。



(今回の取組)

- 国が区域図作成の手引きを改定したことを受け、「高潮浸水想定区域図」の見直し※を行い、日向灘沿岸全域（沿岸10市町）を対象に「高潮浸水想定区域」の指定・公表を行う。

※主な見直しの内容

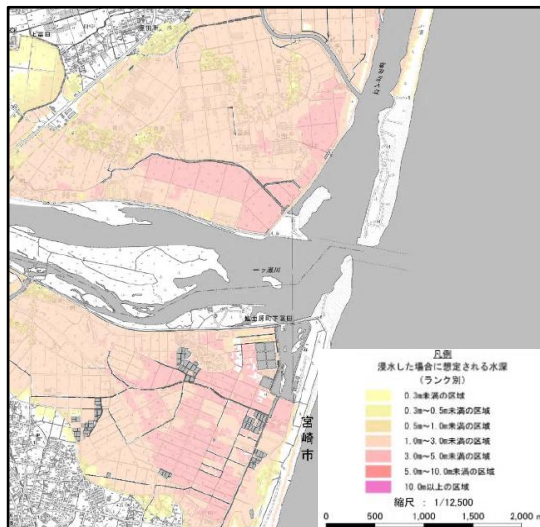
- ① 想定する台風の移動速度を複数設定
- ② 主要な河川において堤防の破堤箇所を複数設定

## 1 高潮浸水想定区域

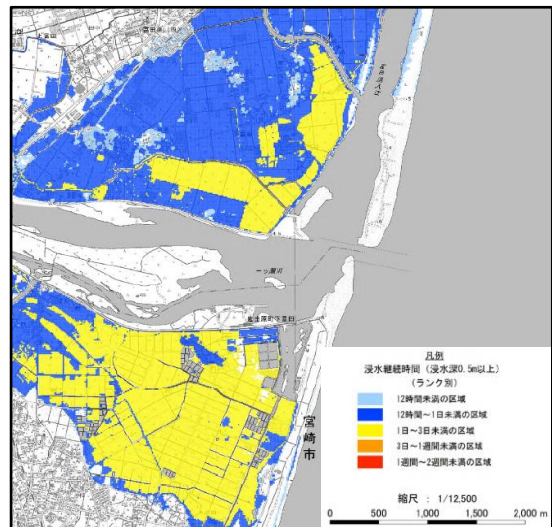
- 想定し得る最大規模の高潮による氾濫発生の際に浸水が想定される区域  
【公表事項】・指定区域 ・浸水深 ・浸水継続時間

## 2 高潮浸水想定区域図

- 高潮浸水想定区域の公表事項を地図上に表示した2種類の図面



(指定区域及び浸水深)



(浸水継続時間)



(今後の取組)

- 沿岸10市町において「高潮ハザードマップ」を作成し、住民に周知
- 県においても、市町のハザードマップ作成を支援（データ・事例提供等）